

第2次湯沢市一般廃棄物処理基本計画



平成 31 年 3 月策定
令和 4 年 3 月中間見直し
湯 沢 市

目次

第1章 計画策定の基本的事項	- 1 -
第1節 計画策定の背景	- 1 -
第2節 計画の位置づけ	- 1 -
第3節 計画の期間等	- 2 -
第4節 計画の進行管理	- 3 -
第2章 湯沢市の概況	- 4 -
第1節 市の概況	- 4 -
1. 市の概要	- 4 -
① 市域の概要	- 4 -
② 人口と世帯の動向	- 4 -
③ 産業の概要	- 4 -
第3章 ごみ処理基本計画	- 5 -
第1節 廃棄物の区分	- 5 -
第2節 収集運搬	- 5 -
第3節 処理・処分	- 5 -
第4節 ごみ処理の実績	- 7 -
1. ごみの排出量	- 7 -
2. 区分別のごみ排出量	- 7 -
3. 1人1日当たりのごみ排出量	- 7 -
4. 目標値の達成状況	- 7 -
第5節 今後のごみ処理	- 15 -
1. 基本理念	- 15 -
2. 基本方針	- 15 -
① 基本方針1 3Rの推進	- 15 -
② 基本方針2 廃棄物の適正処理	- 15 -
③ 基本方針3 共創と協働による循環型社会への転換	- 15 -
3. 施策の展開	- 16 -
① 基本方針1 3Rの推進	- 16 -

② 基本方針2 廃棄物の適正処理	- 16 -
③ 基本方針3 共創と協働による循環型社会への転換	- 17 -
4. 具体的な取り組み	- 17 -
5. 数値目標(令和7年度)	- 20 -
第4章 生活排水処理基本計画	- 21 -
第1節 生活排水の現状と課題	- 21 -
1. 処理形態別人口の現状	- 21 -
2. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移	- 21 -
3. 生活排水処理の課題	- 22 -
第2節 生活排水処理の基本方針	- 22 -
1. 基本方針	- 22 -
2. 計画目標値の設定	- 23 -
3. 生活排水処理計画	- 23 -

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の背景

これまで、生活の豊かさや利便性を追求することによって、大量生産と大量消費による大量廃棄社会が形成され、結果、環境や物質の循環が崩壊し始め、かつ温室効果ガスによる地球の温暖化が進み、このことは人類の存続基盤に影響することと懸念されています。

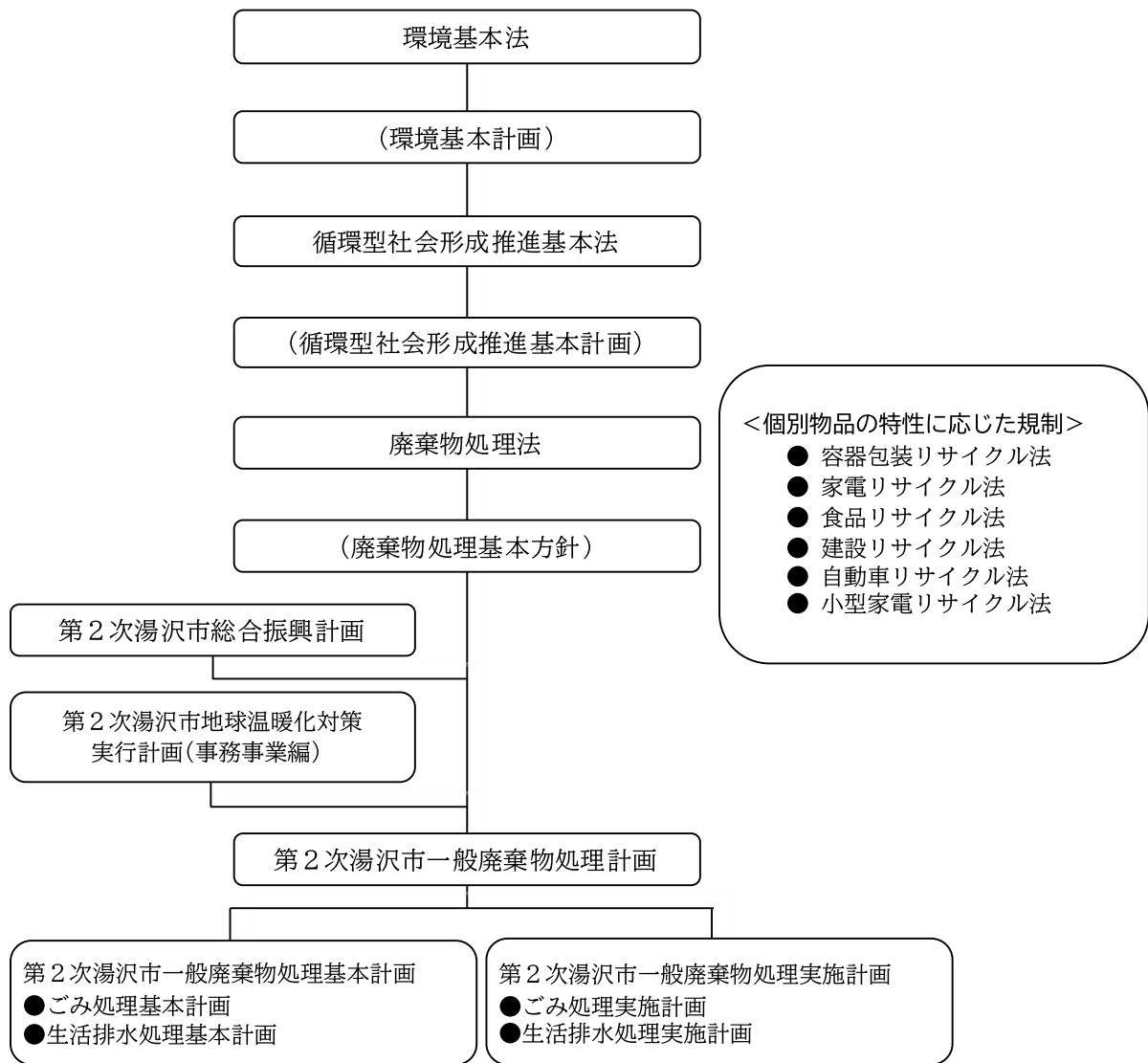
国では、平成25年に環境への負担が少ない循環型の社会を形成するため、第三次循環型社会形成推進基本計画、30年度には第四次同計画を策定し、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築といった持続可能な社会作りとの統合的な取組のほか、令和元年度に制定した食品ロスの削減の推進に関する法律やプラスチック資源循環戦略に基づき、発生抑制および徹底的な資源循環等に取り組むことにより、循環型社会の形成を総合的かつ計画的に進め、脱炭素社会・自然共生社会に向けた取り組みと統合を図りながら、各主体が連携した3R(スリーアール)の取り組みなどの施策を推進することとしています。

湯沢市では、第2次湯沢市総合振興計画で「豊かな自然が輝く安全で暮らしやすいまちの実現」を基本目標の一つとしており、うち、廃棄物処理分野では「循環型社会の形成と環境衛生の向上」を主たる施策と位置づけて推進しています。

このような状況における、一般廃棄物の処理については、平成21年に策定した「湯沢市一般廃棄物処理基本計画(平成21年度～平成30年度)」でも掲げている低炭素・循環型社会の構築、更なるごみの減量化、温室効果ガスの削減を図るため、国の基本原則にのっとり、まず、①できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、②廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り環境的な利用を行うことで、排出抑制及び適正な循環的利用を徹底し、③適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とするものとし、循環型社会の形成を目指すものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、策定するものです。



第3節 計画の期間等

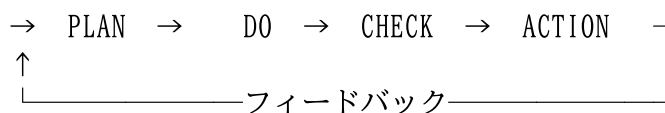
本計画は、湯沢市一般廃棄物処理基本計画(長期：7年間)と湯沢市一般廃棄物処理実施計画(短期：毎年度)とし、それぞれ「ごみ処理」と「生活排水処理」の二分野とします。中間目標年次を令和3年度、最終目標年次を令和7年度、計画の対象区域を湯沢市内全域とし、湯沢市で発生する全ての一般廃棄物を対象とします。

【計画期間:平成31年度～令和7年度】

- 計画初年度 平成31年度
- 計画中間目標年度 令和3年度
- 計画最終目標年度 令和7年度

第4節 計画の進行管理

本計画は、「第2次湯沢市総合振興計画」に示されている「計画の評価と管理」の方法に基づき、PDCAのサイクルによる進行管理を行うこととします。



計画(PLAN) 「湯沢市一般廃棄物処理基本計画」「湯沢市一般廃棄物処理実施計画」の策定・改定を行い周知します。

実行(DO) 「湯沢市一般廃棄物処理基本計画」「湯沢市一般廃棄物処理実施計画」に従った一般廃棄物処理を実施します。

評価(CHECK) 毎年度、現状分析を行いながら、目標達成にむけて検証します。

改善(ACTION) 毎年度、検証に基づいた「湯沢市一般廃棄物処理実施計画」の見直しを行い、また令和3年度を計画中間目標年度として達成状況を検証し、「湯沢市一般廃棄物処理基本計画」の見直しをします。

第2章 湯沢市の概況

第1節 市の概況

1. 市の概要

① 市域の概要

本市は、秋田県の南東部に位置し、宮城県、山形県の両県に接して秋田県の南の玄関口となっており、市の面積は790.91平方キロメートルで、秋田県の面積の約6.8%を占めています。

東方から南方にかけての奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれて、それらの山々を源に、南北に貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川や役内川沿いに豊かな水田地帯を形成しており、県境付近の西栗駒一体は、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれています。

② 人口と世帯の動向

本市の人口は、平成17年の国勢調査では55,290人、平成27年の国勢調査では46,613人と10年間で8,677人減少しており、「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計：国立社会保障・人口問題研究所)」によりますと、令和22年には27,413人まで減少すると推計されます。

世帯数は、平成17年の国勢調査では17,629世帯、平成27年の国勢調査で16,384世帯、と10年間で945世帯減少しています。

このような状況を踏まえて、本市では「湯沢市人口ビジョン」で示した、令和7年に39,441人、令和22年に31,664人の人口を確保することを目標として、様々な施策をとりまとめ実施しています。

③ 産業の概要

産業区分別就業数の推移では、全体の就業者数は減少傾向となっており、平成17年の就業者数27,033人に対し、平成27年には就業者数22,848人と10年で4,185人、率にして15%以上減少しています。

就業者数に対します産業区分別の就業割合は、第1次産業が全体の約13%、第2次産業が全体の約32%、第3次産業が全体の約55%となっており、10年間の推移としては、第1次産業が23%以上の減少、第2次産業が22%以上の減少、第3次産業が9%の減少となっています。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 廃棄物の区分

本計画では、「一般廃棄物(産業廃棄物以外)」のうち、「し尿、生活排水」を除いたもの全てを「ごみ」とし、このうち事業活動によって排出される「ごみ」を「事業系ごみ」、家庭から排出される「ごみ」を「家庭系ごみ」とします。

「ごみ」は、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ・特別粗大ごみ」「資源ごみ」に区分し、このうち「資源ごみ」は、「ビン」「缶」「古紙(新聞、雑誌類、段ボール類、紙パック、その他の紙)」「ペットボトル」「その他プラスチック(プラスチック製容器包装類)」「古布」に区分します。

第2節 収集運搬

家庭から排出される「家庭系ごみ」は、事前に定められた収集日に、ごみ集積所(ごみステーション)で、市が分別収集することとし、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ・特別粗大ごみ」の分別区分で収集します。

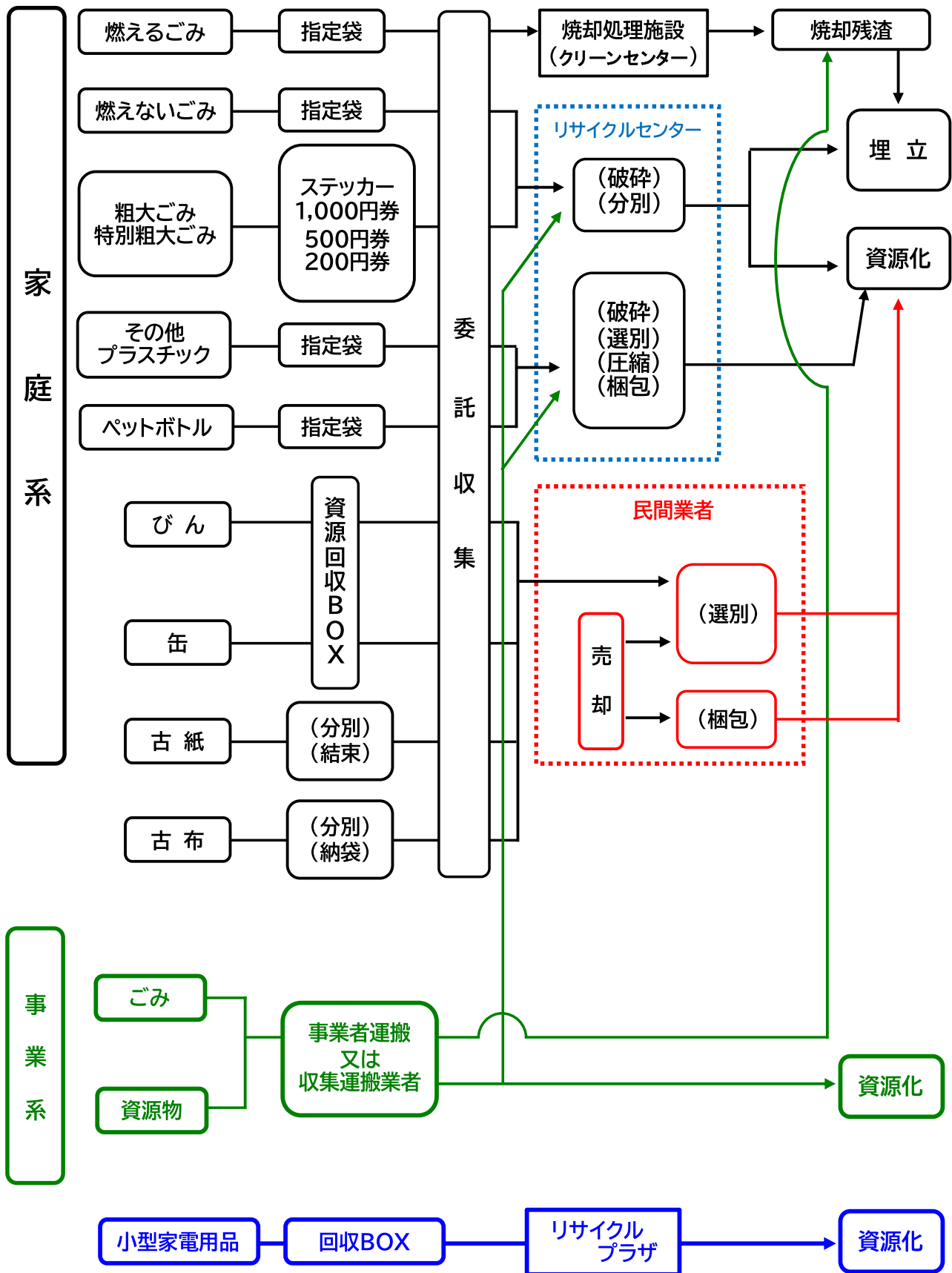
更に「資源ごみ」は、「ビン」「缶」「古紙」「ペットボトル」「その他プラスチック」「古布」の分別区分で収集します。

事業所から排出される「事業系ごみ」は、事業者の責任において適正に処理することとし、その方法は、処理施設への直接搬入や収集運搬許可業者へ委託することとします。

小型家電用品は、市が市内各事業所に設置した「小型家電用品回収BOX」を用いて回収することとし、「適正処理困難物」や「家電リサイクル法対象品目等」は、市では収集しないこととします。

第3節 処理・処分

本市では、湯沢雄勝広域市町村圏組合が設置する各処理施設で処理・処分することとしますが、ビン、缶、古紙、古布は、民間処理業者で処理を行い、再資源化を図ります。



第4節 ごみ処理の実績

1. ごみの排出量

湯沢市の「ごみ」の排出量は年々減少しており、市町村合併後の平成16年度が21,112トン、第1次計画初年度の平成21年度が18,211トン、第1次計画最終前年度の平成29年度が15,556トン、第2次計画中間見直しの令和2年度が14,712トンとなっています。

2. 区分別のごみ排出量

区分別の排出量ですが、「事業系ごみ」が平成21年度は5,319トン、平成29年度は5,185トン、令和2年度が4,687トンとなっています。

「家庭系ごみ」のうち「資源ごみ以外」が平成21年度は10,227トン、平成29年度は8,648トン、令和2年度が8,537トンとなっており、「資源ごみ」が平成21年度は2,665トン、平成29年度は1,723トン、令和2年度が1,494トンとなっています。

3. 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみの排出量は、ごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標とされております。

本市における「1人1日当たりのごみ排出量」は、平成21年度が942g、平成29年度が928g、令和2年度が937gとなっています。

また「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は、平成21年度が529g、平成29年度が516g、令和2年度が543gとなっています。

※1人1日当たりのごみ排出量＝湯沢市の1年間のごみ総排出量÷人口÷365日

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量（資源ごみを除いた家庭系ごみ）÷人口÷365日

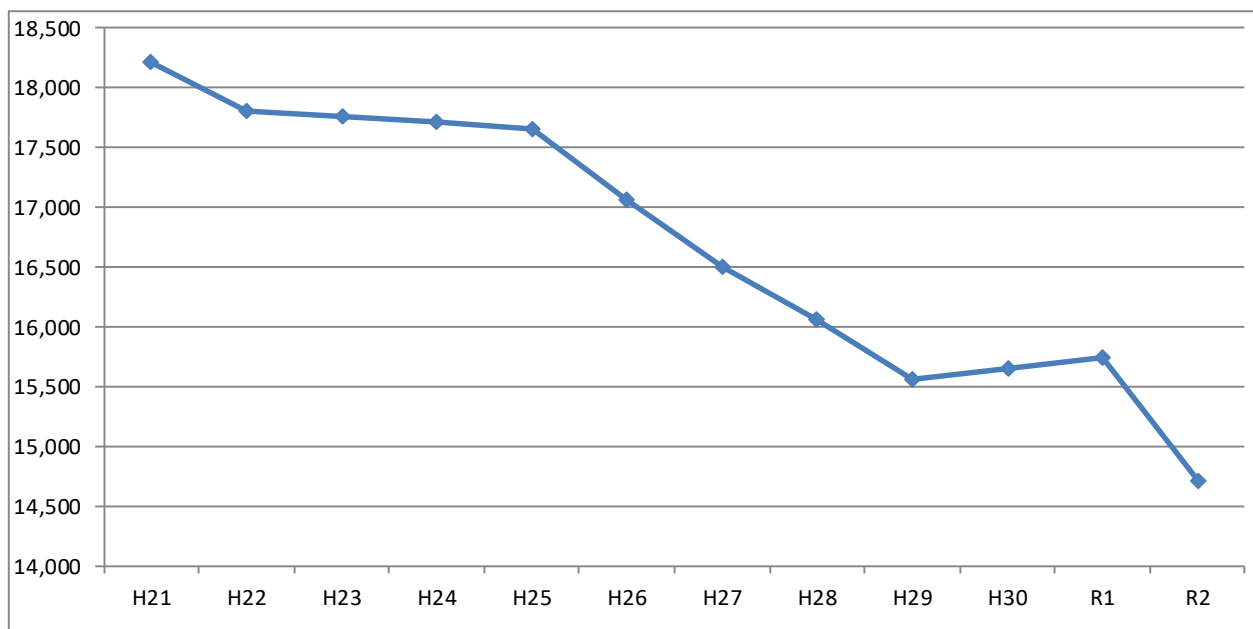
4. 目標値の達成状況

湯沢市全体としてのごみの総排出量は減っているものの、1人1日当たりのごみの排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量とも、第2次計画中間見直しの令和2年度では、第1次計画最終前年度の平成29年度より上昇しており、令和7年度の目標を達成するためには、より一層の減量に向けた取組が不可欠です。

湯沢市ごみ収集量（全体）

単位:t

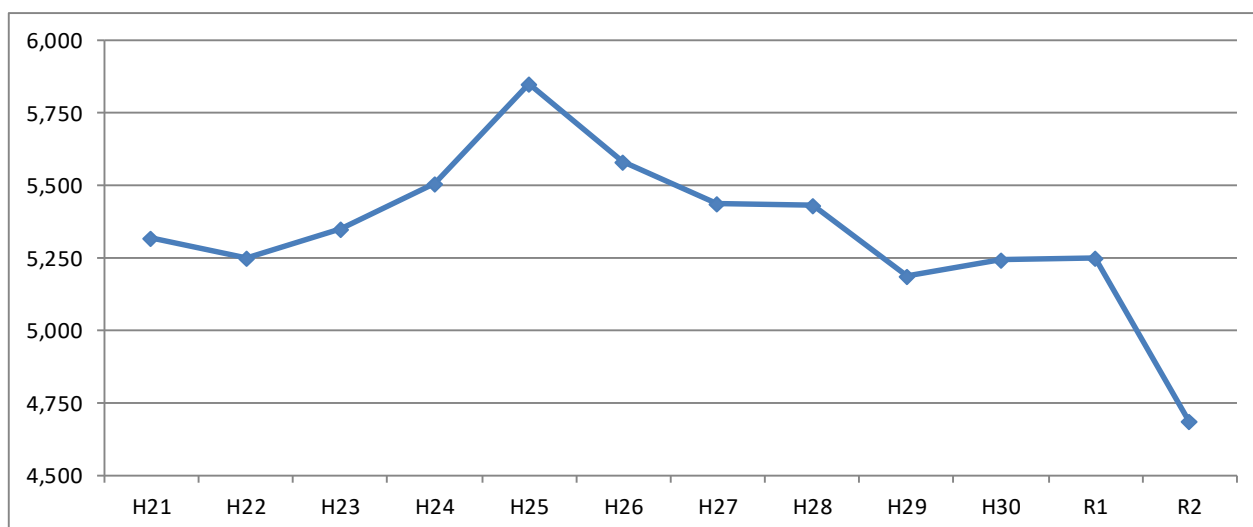
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	18,211	17,795	17,755	17,706	17,643	17,064	16,505	16,055	15,556	15,649	15,739	14,713



湯沢市ごみ収集量（事業系ごみ）

単位:t

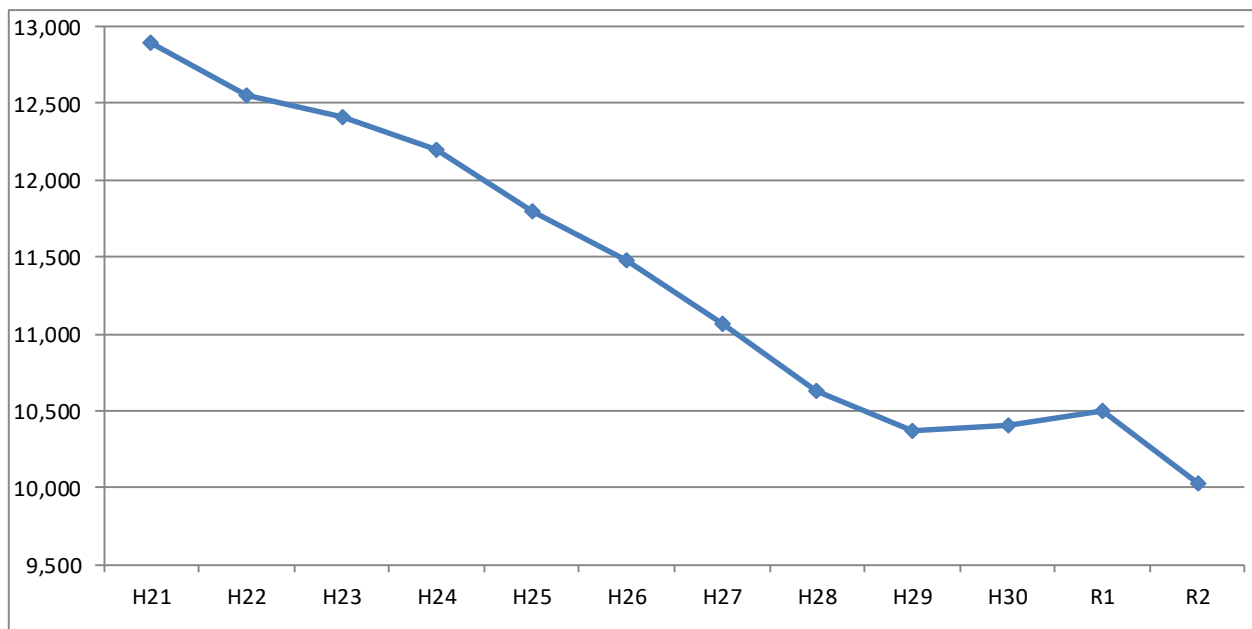
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	5,319	5,246	5,348	5,505	5,851	5,581	5,438	5,427	5,185	5,244	5,246	4,687



湯沢市ごみ収集量（家庭系ごみ）

単位：t

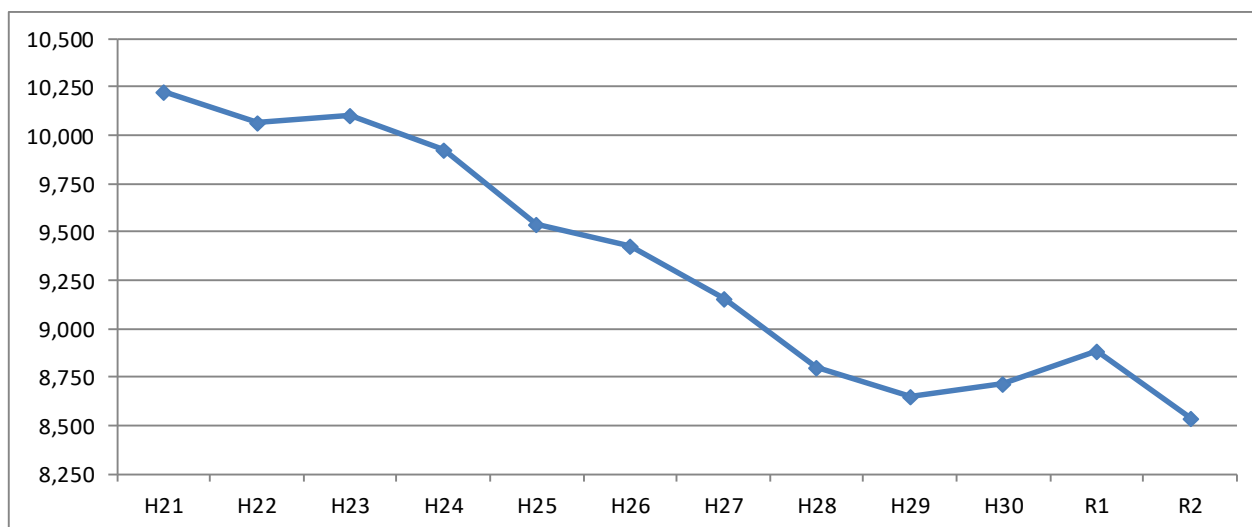
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	12,892	12,549	12,407	12,201	11,792	11,483	11,067	10,628	10,371	10,405	10,494	10,026



湯沢市ごみ収集量（「家庭系ごみ」のうち「資源ごみ以外」）

単位：t

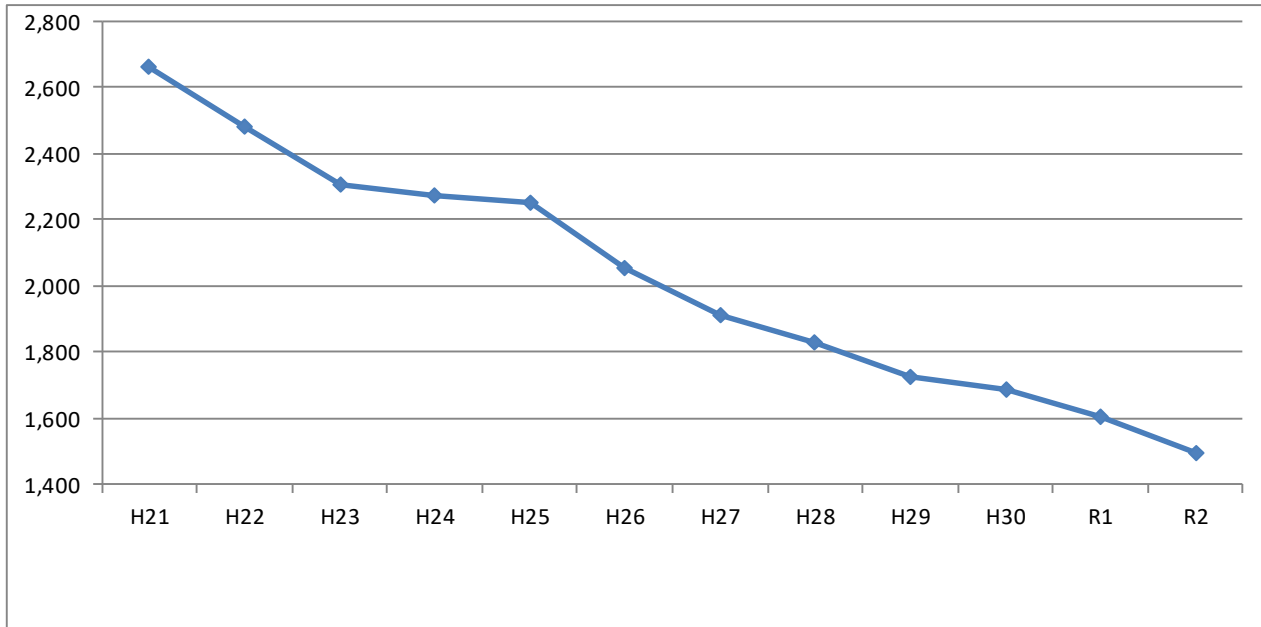
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	10,227	10,069	10,101	9,929	9,540	9,430	9,153	8,801	8,648	8,718	8,888	8,533



湯沢市ごみ収集量（「家庭系ごみ」のうち「資源ごみ」）

単位:t

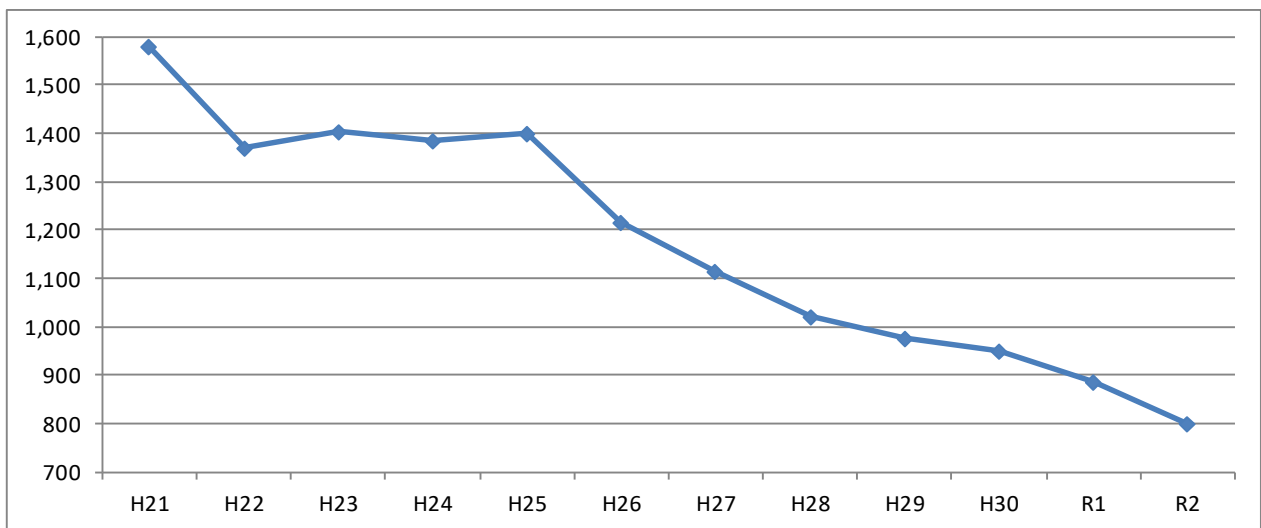
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	2,665	2,480	2,306	2,272	2,252	2,053	1,914	1,827	1,723	1,688	1,605	1,494



湯沢市ごみ収集量（主な資源ごみ：古紙）

単位:t

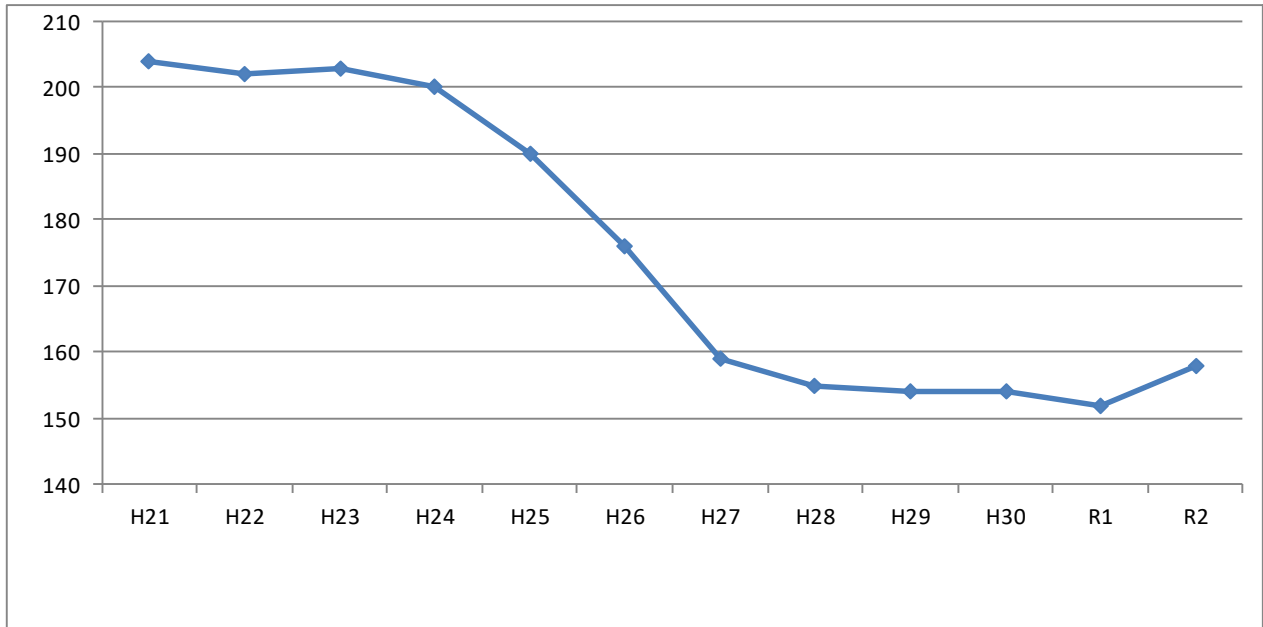
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	1,582	1,370	1,404	1,385	1,400	1,216	1,114	1,020	976	951	887	801



湯沢市ごみ収集量（主な資源ごみ：缶類）

単位：t

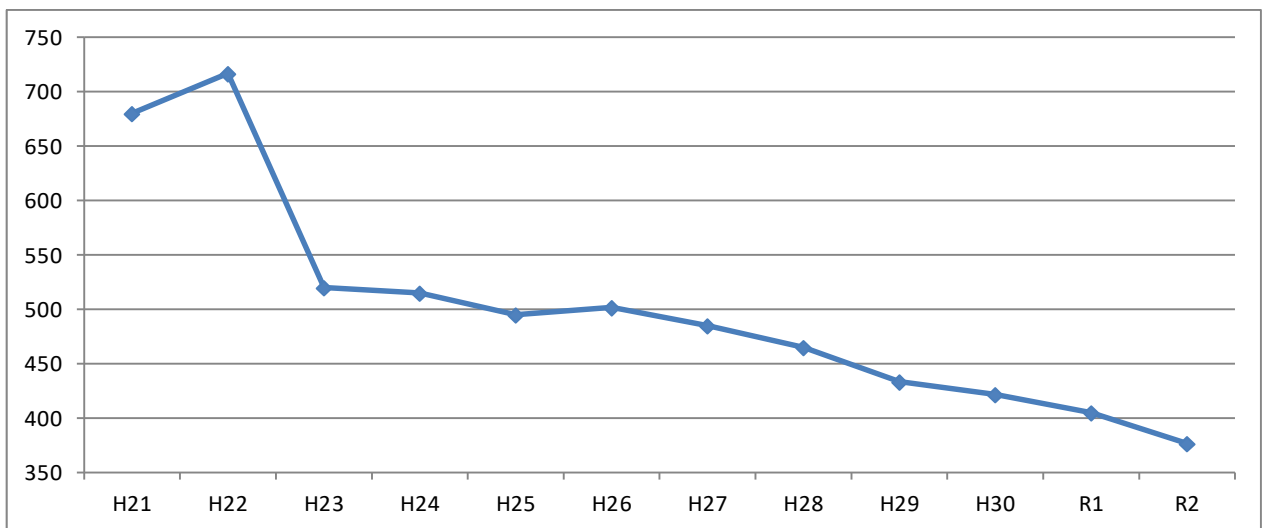
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	204	202	203	200	190	176	159	155	154	154	152	158



湯沢市ごみ収集量（主な資源ごみ：びん類）

単位：t

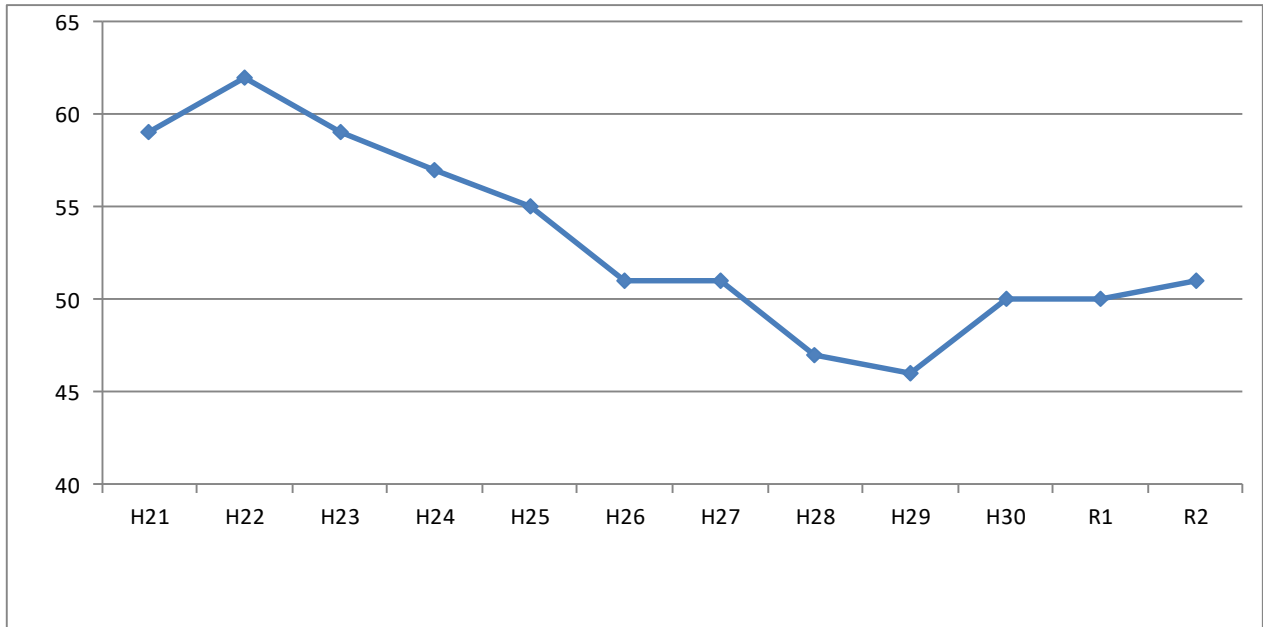
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	680	717	519	515	495	501	485	464	433	421	404	376



湯沢市ごみ収集量（主な資源ごみ：ペットボトル）

単位：t

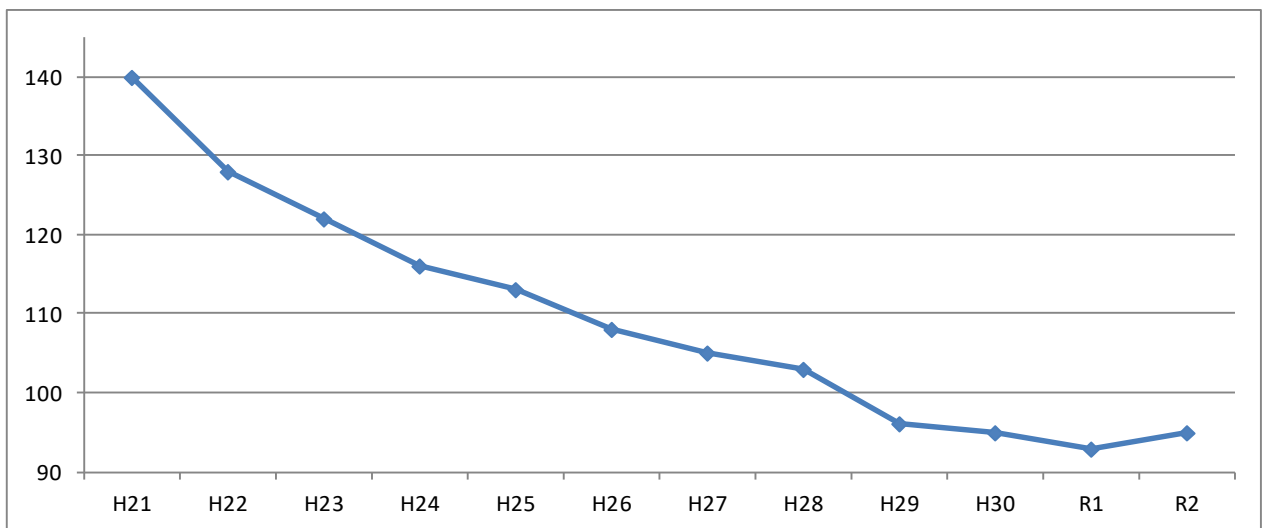
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	59	62	59	57	55	51	51	47	46	50	50	51



湯沢市ごみ収集量（主な資源ごみ：その他プラスチック類）

単位：t

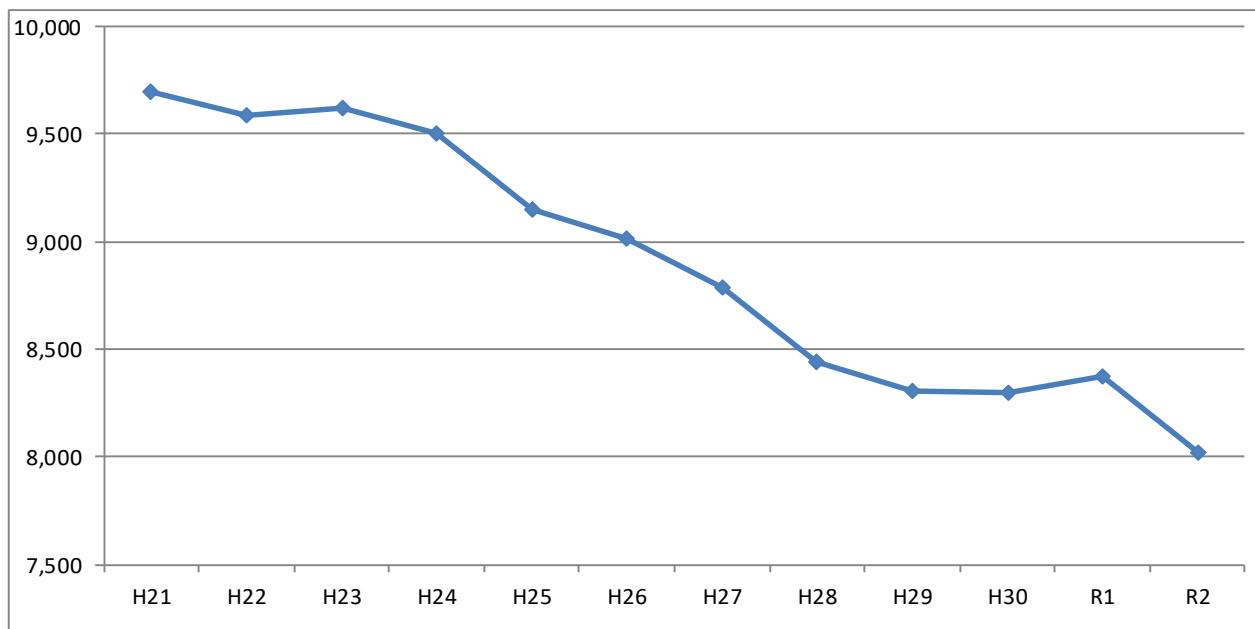
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	140	128	122	116	113	108	105	103	96	95	93	95



湯沢市ごみ収集量（主な「家庭系ごみ」：燃えるごみ）

単位:t

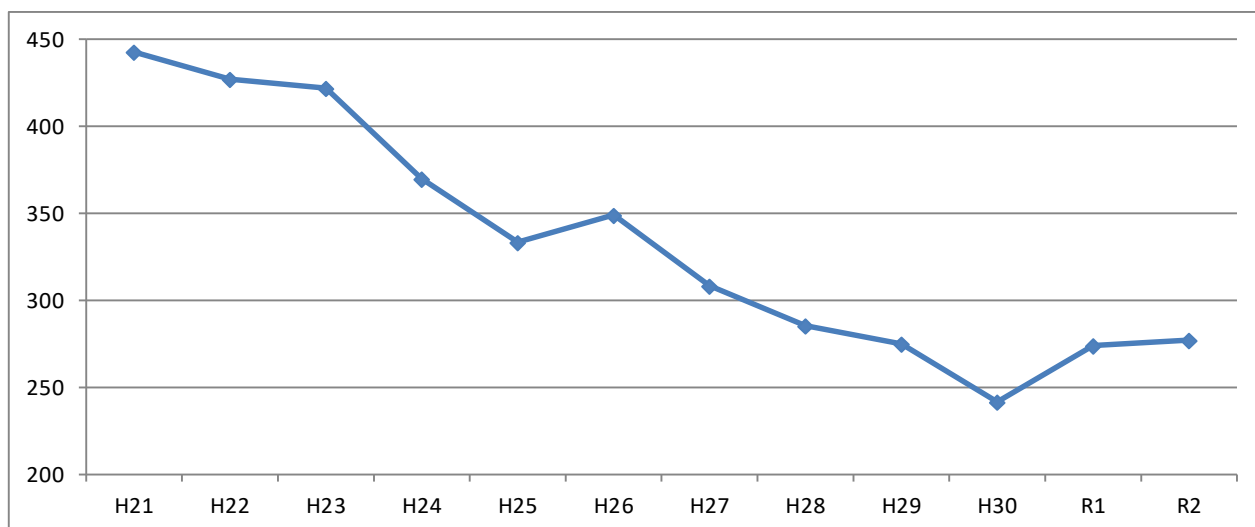
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	9,696	9,587	9,620	9,504	9,151	9,017	8,783	8,441	8,309	8,297	8,375	8,022



湯沢市ごみ収集量（主な「家庭系ごみ」：燃えないごみ）

単位:t

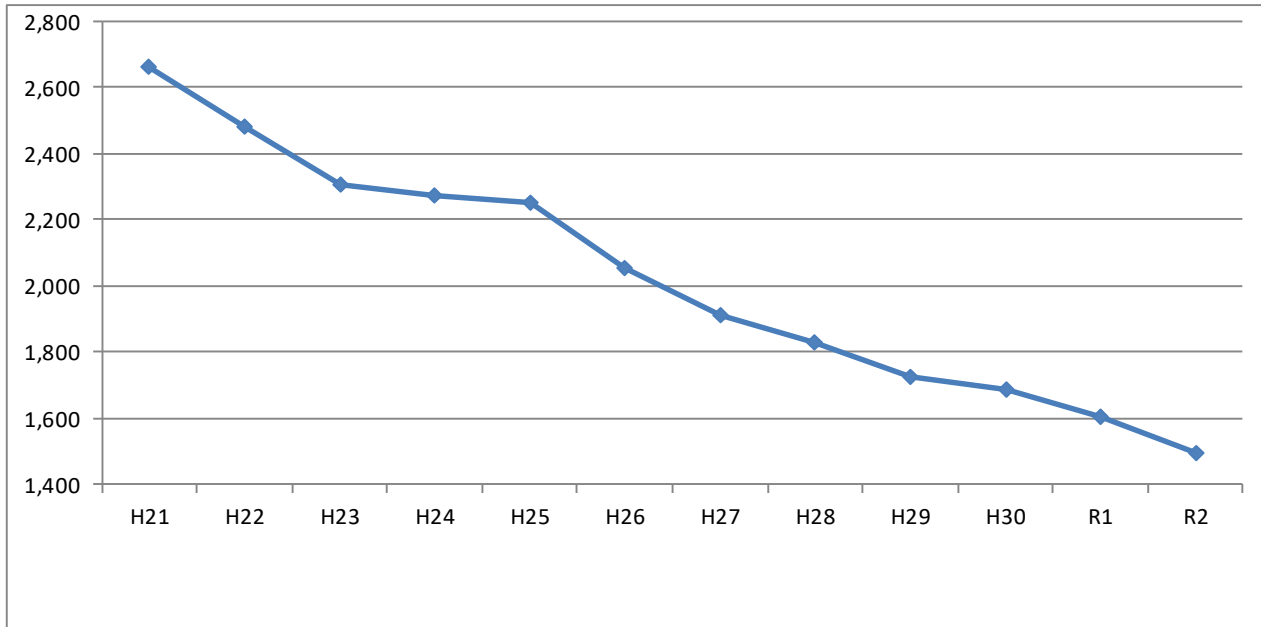
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	442	427	422	369	333	349	308	285	275	241	274	277



湯沢市ごみ収集量（「家庭系ごみ」のうち「資源ごみ」）

単位:t

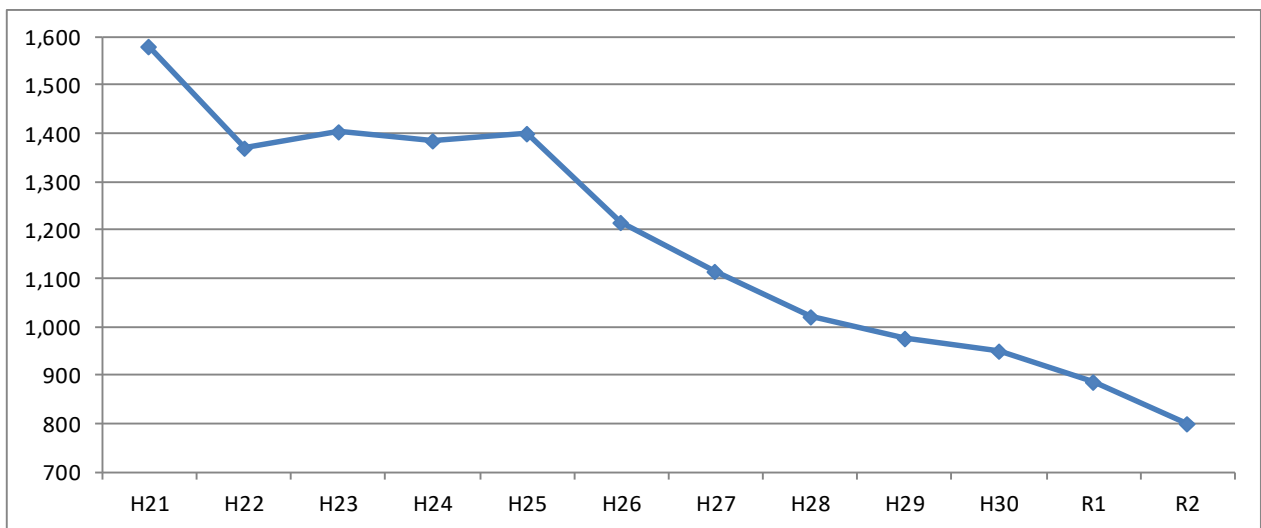
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	2,665	2,480	2,306	2,272	2,252	2,053	1,914	1,827	1,723	1,688	1,605	1,494



湯沢市ごみ収集量（主な資源ごみ：古紙）

単位:t

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量	1,582	1,370	1,404	1,385	1,400	1,216	1,114	1,020	976	951	887	801



第5節 今後のごみ処理

1. 基本理念

本市の総合振興計画に定められた将来像を基にして、「ごみ処理」にかかる基本理念を

「未来へつなごう 循環のまち ゆざわ」～ひとりひとりによる 3Rの推進～

市民の生活環境の保全を図り豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちの実現

と定め、市民ひとりひとりが自らの生活環境を再確認しながら「ごみの発生」を抑え、積極的にリサイクルを進めることで、資源循環による持続可能な市民生活を構築するものです。

2. 基本方針

基本理念実現のため、3つの基本方針を設定します。

① 基本方針1 3Rの推進

- 1) リデュース（排出抑制：排出を抑制します。）
- 2) リユース（再使用：環境への影響に配慮して再使用します。）
- 3) リサイクル（再生利用：環境への影響に配慮して再生利用します。）

② 基本方針2 廃棄物の適正処理

- 1) 効率的な「ごみ処理」の体制を構築することで、廃棄物のリサイクルや適正処理を推進します。
- 2) 「ごみ処理施設」の適正な管理と運営により、適正処理能力を確保し、かつ施設の延命化を図ります。

③ 基本方針3 共創と協働による循環型社会への転換

- 1) 現代型の大量生産・大量消費によるライフスタイルを見直し、市民・民間団体・行政、若者から高齢者まで、全ての力を合せて、持続可能な低炭素社会への転換を図る意識の向上と施策の推進を図ります。

3. 施策の展開

3つの基本方針のもと、次の施策に取り組みます。

① 基本方針1 3Rの推進

- 1) 初めに、家庭や事業所に「必要以上のものを購入しない、持ち込まない」「過剰包装や使い捨て型のライフスタイルを見直す」など、廃棄物の発生源を断つことで、廃棄物の発生を回避しながら、使えるものは最期まで使い切り、特に食品については「料理の作りすぎや食べ残しを減らし、生ごみは水を切ってから排出する」など、食品ロス対策をはじめとした、家庭や事業所からの廃棄物の排出を抑制します。

<リデュース：排出抑制>

- 2) 次に、家庭や事業所では「捨てる前に別の使用用途を考える、必要としている人に譲る」「使用頻度に合せてレンタル品を使う、リターナブル容器を使う、できるだけ修繕や修理で対応する」など、製品や部品を再使用します。

<リユース：再使用>

- 3) 次に、家庭や事業所での単独実施は難しい活動ですが、「廃棄物を資源として再生し再利用する再資源化」を行うこととし、家庭や事業所の排出者は「適切な分別」と「適切な再資源化ルートを経る」ことで、再資源化を図ります。びん・缶・古紙・ペットボトル・プラスチックなどを分別回収し、家庭・事業所・行政などが一体となって再資源化を推進するものです。

<リサイクル：再生利用>

② 基本方針2 廃棄物の適正処理

- 1) 3Rの推進による「排出抑制」「再使用」「再生利用」を行っても、なお処分できない廃棄物は、廃棄物処理施設などでの適正な処理を行った後に最終処分場への埋め立てを行います。
- 2) 廃棄物処理施設は、適正な維持や保全を行うことで適正な処理能力のもとで適正量の処理を維持しながら施設の延命化を図ります。最終処分場は、3Rの推進などによる埋立て処分量を削減することで延命化を図り、持続可能な施設の適正運営を広域的に進めます。
- 3) 人口や担い手人材の減少を前提とした、効率的な廃棄物の収集・運搬・処理の方法を研

究し、地域内での循環域圏の構築を目指し、かつ広域圏内での処理体制を更に充実させます。

- 4) 不法投棄やごみ屋敷問題に対しては、対象者や関係者に直接の指導を行うなどして、適正な廃棄物処理の体制の維持と循環型社会構築への理解を求めます。
- 5) 非常災害発生時の廃棄物処理の適正化を図るため、災害廃棄物処理計画を早期に策定し、迅速かつ適正な処理体制の構築を図ります。また、全国各地で発生した非常災害時の災害廃棄物処理実績を基に、都道府県域を超えた広域的連携体制を構築し連携する体制の強化に参画します。

③ 基本方針3 共創と協働による循環型社会への転換

- 1) 家庭、学校、職場、地域、その他あらゆる場で、循環型社会への理解を深め、環境教育等促進法に基づく「体験機会の拡充」や、学校教育における「児童生徒の発達段階を踏まえた環境教育の推進」などを通じて、環境教育、環境保全活動等を総合的に推進します。
- 2) 自治組織、町内会、市民ボランティア等との協働による環境保全行動(クリーンナップやごみ出し支援活動など)を実施し、また、支援を行います。クリーンアップ活動や不法投棄対策により、美しいまちなみをつくり、維持する気運を高めます。

4. 具体的な取り組み

取組1：3Rの周知と実践による廃棄物の減量化

→ 事ある毎に「3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進」を広く市民に周知することで意識付けを行い、3Rの実践へとつなげることで廃棄物の減量化を進めます。

<3R> 第1番目として、廃棄物の発生源となるものを持ち込まないなど、発生を回避し排出を抑制します。

第2番目として、排出する前に別の使用用途への転換や、必要な方へ譲渡するなどの再利用を促進します。

第3番目として、再資源化できる廃棄物は、適切な分別と適切な資源化ルートを経ることで再生利用します。

※3Rを行っても、なお処分できない廃棄物は、適正処分を行い、最終処分場へ埋め立てを行います。

取組 2：食品ロス対策の推進

- 家庭では、使い切れる量の食品を購入する、残さず食べきる、未利用食品を有効活用するなど具体的行動の実践を促進し、かつ、生ごみの水切りを徹底するなど排出量減量の啓発を図ります。
- フードバンク活動の実践、支援、啓発を図ります。
- 飲食店では「3010運動」の展開により、「宴会時・会食事」の食べ残しを減らすことでの食品ロス対策を推進します。

取組 3：廃食用植物性油回収の推進

- 家庭で使用した植物性油を市内各地の拠点で回収を行い、油のリサイクル化(バイオディーゼル燃料化など)を推進します。

取組 4：レジ袋使用削減の推進

- 令和2年7月1日よりレジ袋有料化となり使用の削減が開始されましたが、マイバックやマイバスケットの使用を促進することで、更なるレジ袋の使用削減を推進します。

取組 5：資源ごみ集団回収の推進

- 資源ごみの回収促進を目的として「湯沢市資源ごみ団体回収促進奨励金制度」による団体回収を推進します。

取組 6：ごみ分別適正化の推進

- わかりやすい「ゴミ分別表」を作成・全戸配布し、「ゴミ辞典」や「ゴミ分別のチャットボット」を作成しホームページで紹介することで、ごみ分別の適正化を啓発します。また、ごみ収集時に目視による適正分別確認を行い、分別不良の場合は、理由を付するなどして改善が図られるまで収集しないなど、ごみ分別の適正化を推進します。

取組 7：資源ごみ回収の推進

- ビン・缶・古紙・ペットボトル・その他プラスチック等の資源ごみは、適正な、分別排出方法、収集方法、再資源化ルートを明確に示し、資源化の理解を得ながら、資源ごみの回収を推進します。

取組 8：小型家電用品回収の推進

- 廃棄された小型家電用品から貴金属やレアメタルを取り出し再利用など有効活用するため、各地域の拠点に設置した回収ボックスによる回収を実施・啓発し、推進します。

取組 9：衣類(古布)リサイクルの推進

- 衣類(古布)は、資源ごみとして回収しており(以前は「燃えるごみ」の扱い)、今後も継続することとし、収集量の動向に応じて、適切な収集体制の確保と啓発を推進します。

取組 10：不法投棄対策の強化

- 「廃棄物不法投棄の防止に関する協定」に基づいて、湯沢市自治組織連絡協議と湯沢警察署と湯沢市が、協働の理念により、不法投棄対策を強化します。
不法投棄に際しては、排出者を特定し、面会による個別指導を実施し、内容によっては、他の公的機関と連携しながら法的な措置適用も検討します。

取組 11：最終処分場延命化の推進

- 3R(「排出抑制」「再使用」「再生利用」)を極力実践することで、最終処分場への埋立量を減らし、最終処分場施設の延命化に努めます。

取組 12：災害時廃棄物処理体制の確保

- 湯沢市災害時廃棄物処理計画に基づいた、処理体制の確保を図ります。

取組 13：環境教育・環境情報提供の推進

- 家庭、学校、事業所、地域などにおける、学校教育、生涯学習として環境教育を推進することとし、市役所出前講座や廃棄物処理施設見学会などの環境イベントを通して、理解する場、体験する場の充実を図ります。
- 市広報、市ホームページ、ごみ分別表、ごみ収集日程表などを活用して、環境・ごみに関する情報提供を行います。

5. 数値目標(令和7年度)

- | | | |
|-----------|----------|---------------|
| ① 1人1日当たり | ごみ排出量 | 850 g/人/日 |
| | | (H29実績：928 g) |
| | | (R2実績：936 g) |
| ② 1人1日当たり | 家庭系ごみ排出量 | 440 g/人/日 |
| | | (H29実績：516 g) |
| | | (R2実績：543 g) |

※令和7年度の推計人口を39,441人とします。

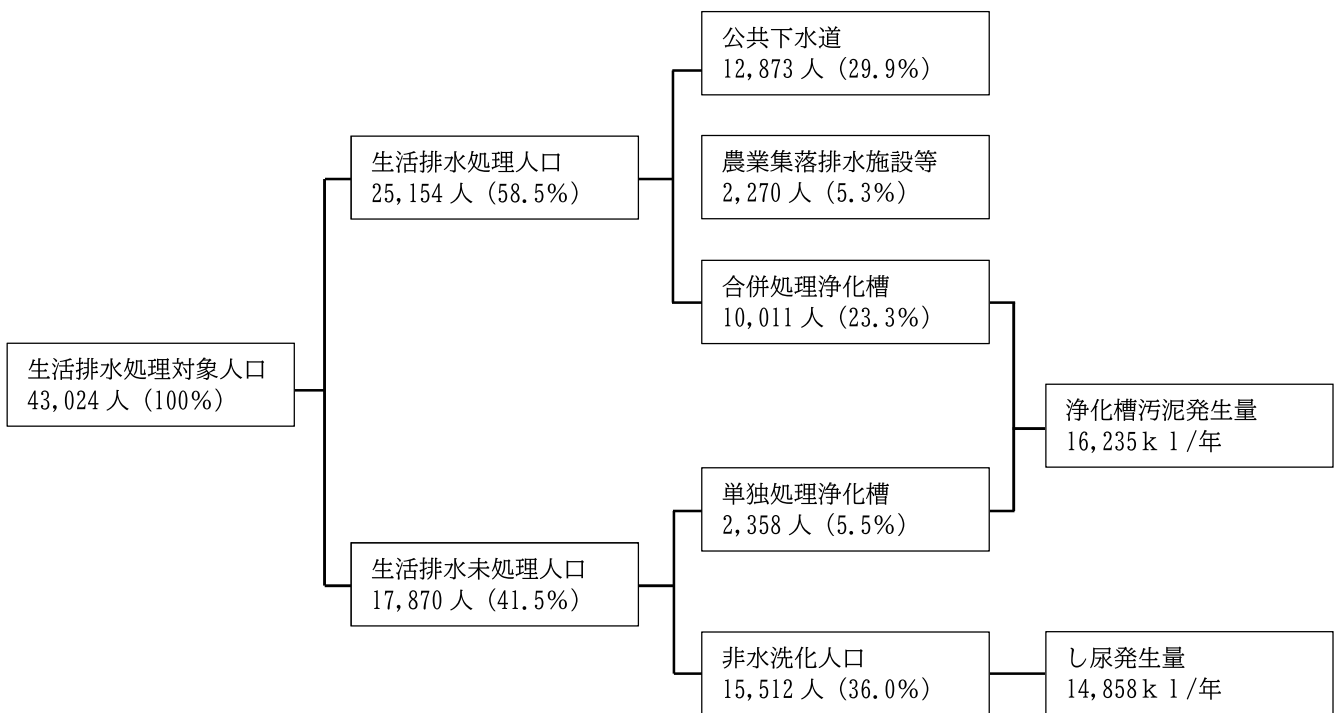
※第4次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定)で示された数値目標とします。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現状と課題

1. 処理形態別人口の現状

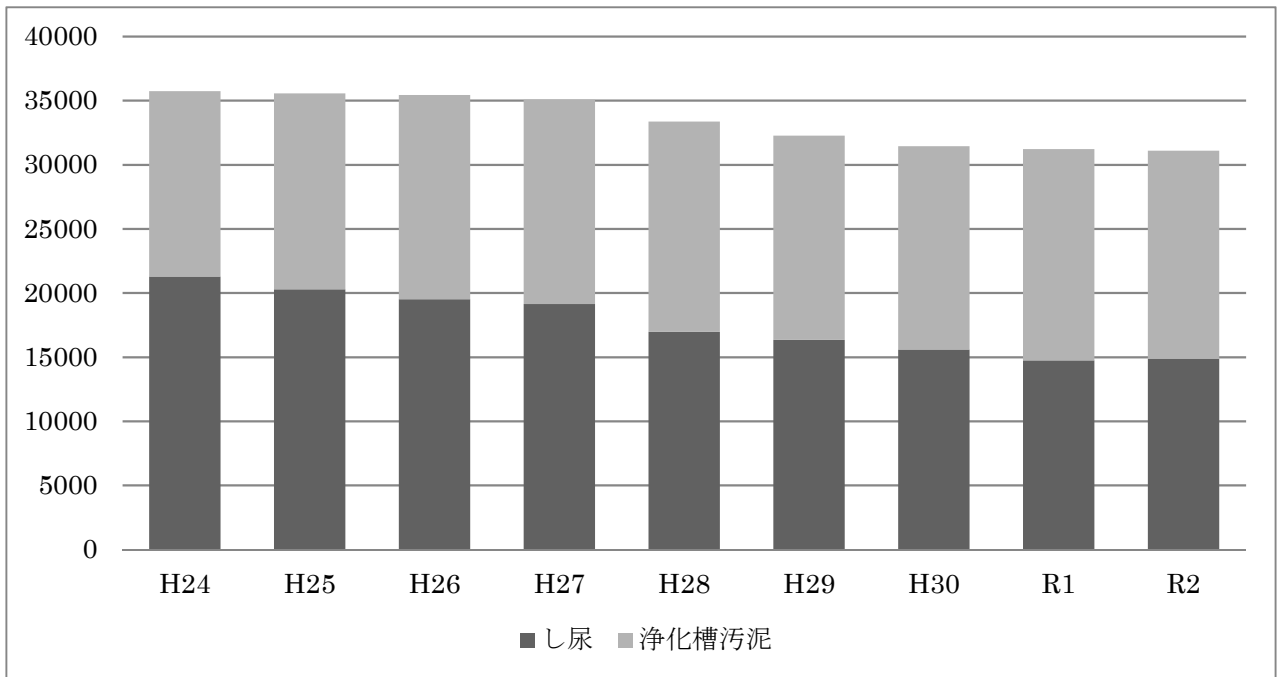
生活排水処理対象人口(総人口)は 43,024 人であり、うち生活排水処理人口は 25,154 人、生活汚水処理率は 58.5%となっています。(令和2年度実績)



2. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

(kl/年)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
浄化槽汚泥	14,470	15,281	15,909	15,918	16,413	15,943	15,842	16,466	16,235
し尿	21,270	20,287	19,522	19,142	16,953	16,333	15,590	14,748	14,858



3. 生活排水処理の課題

① 生活排水処理

人口の密集地においては、「公共下水道や農業集落排水事業等」による「集合型処理施設」を整備するとともに、地域的制約や経済的に集合型処理施設の整備に比べ「浄化槽(個別処理)の整備が有利である地域」においては、「合併処理浄化槽設置」を推進する必要があります。また、非水洗化(くみ取り)家庭の生活雑排水の処理を進める必要があります。

② し尿処理施設

湯沢雄勝広域市町村圏組合で管理・運営している清掃センターは、平成9年に竣工し、既に20年以上が経過しており、今後、設備の維持補修が課題となり対応が必要となります。

第2節生活排水処理の基本方針

1. 基本方針

湯沢市における生活排水については、快適な生活環境の確保と水質の安定を図るため、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を推進することにより「生活排水処理率の向上」を図ります。

2. 計画目標値の設定

「基本方針」に基づく「生活排水処理率の向上」を図るため、人口の密集地においては、「公共下水道や農業集落排水事業等」による「集合型処理施設」を整備するとともに、地域的制約や経済的に集合型処理施設の整備に比べ「浄化槽(個別処理)の整備が有利である地域」においては、「合併処理浄化槽」の設置を推進するものとします。

生活排水処理の目標(令和7年度)

区分	令和2年度(実績)	令和7年度(目標)
生活排水処理対象人口(総人口)	43,024人(100.0%)	38,674人(100.0%)
公共下水道	12,873人(29.9%)	12,144人(31.4%)
農業集落排水施設等	2,270人(5.3%)	2,205人(5.7%)
合併処理浄化槽	10,011人(23.3%)	9,741人(25.2%)
生活排水未処理人口	17,870人(41.5%)	14,584人(37.7%)

3. 生活排水処理計画

① 公共下水道の整備推進

湯沢市の公共下水道は、周辺環境改善の中心的な役割を担っており、積極的な加入の促進を図るとともに、整備構想の見直しなどを踏まえた、効率的な事業展開を目指します。

② 合併処理浄化槽の普及推進

公共下水道整備区域外の「くみ取り世帯」や「単独浄化槽設置世帯」に対して、合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度の活用しながら、合併処理浄化槽への転換を推進します。

③ 最終処分計画

し尿処理施設で発生する汚泥は、たい肥化や固形燃料化などのリサイクルを推進し、残った残さは、埋め立て処分を行います。